

宮城県地域医療再生計画に係る事業の延長申請について

1 延長の考え方

(1) 地域医療再生計画（一期，二期，三期）については，平成 25 年度までを計画期間としつつ，当該年度までに終了しない事業のうち原則として下記に該当するものについては，平成 27 年度まで延長が認められているところ。

- ① 施設整備事業：平成 25 年度に実施設計を完了しているもの
- ② 設備整備事業：平成 25 年度までに契約を締結しているもの
- ③ ソフト事業：平成 25 年度までに補助金の交付要綱を制定しているもの等

(2) 平成 28 年度以降については，現在延長して実施している①**施設整備事業のうち，延長が必要なもの**について，厚生労働大臣が認めた場合に延長が可能。

(3) ②設備整備事業及び③ソフト事業については，平成 28 年度以降の延長は認められない。

2 延長を申請する計画及び事業

(1) 計画

第二期宮城県地域医療再生計画

(2) 事業

事業名	事業概要	延長申請理由	基金充当額		計画期間の終期（予定）
			計画額	平成27年度末までの執行見込額	
緊急的医療機能回復事業	東日本大震災で被災した医療機関の復旧を支援する。	土地の嵩上げの終了等に伴い、平成28年度以降に着手を予定している医療機関があるため。	2,857,523	2,088,050	H29
石巻赤十字病院の救急医療体制等の整備事業	東日本大震災で壊滅的な被害を受けた石巻医療圏における中核的な同病院の救急医療体制、重症治療体制及び災害医療関連施設を整備する。	現在も事業を継続中であり、平成28年度まで期間を要する見込みであるため。	5,233,629	4,311,380	H28

単位：千円

計画の変更及び延長については，厚生労働大臣の承認を得ることが必要であり，今後の調整により変動する可能性がある。